

ヴィンテージスキークラブ の運営を円滑におこなう為に、下記の通り内規を定める



1条 (目的)

当クラブは自主性を尊重して、個々の技術を向上していくことを目的とする

2条 (クラブ運営費)

クラブ年会費は 3000 円とする

兵庫県スキー連盟に登録する費用をクラブ員で分担する

但し、学生に関しては分担金を免除する

分担金詳細は 8 月中旬に事務局より各クラブ員にメール・FAX にて連絡する

分担金は SAJ 登録金・クラブ年会費と一緒に指定口座に振込むこととする

振込期限は 8 月 31 日までとする

SAJ 登録なしのクラブ員は、7 月 31 日までにその意思を会長へ連絡する

3条 (年度)

本クラブの年度は、8 月 1 日に始まって 7 月 31 日に終わる

4条 (入会)

本クラブへの入会については会長の同意をもって入会を認める

入会時期は定めないが、有資格者については登録期限に注意する

5条 (退会)

退会の意思については、すぐに会長に知らせる

会長の同意があれば、その日より退会とする

退会年度の年会費・分担金は返却しない

6条 (役員)

会長はクラブ員が選任する

他の役員・事務局は会長が任命する

役員・事務局の任期は 2 年とし、再任は可とする

7条 (大会等の出場)

本クラブ員は、県連主催の大会に出場することが出来る

兵庫県技術選の出場希望者は 11 月 30 日までに意向を会長に伝える

エントリー料は指定口座に振込むこととする

期日を過ぎた場合は、クラブ推薦しない

8条 (クラブ行事等)

クラブ行事の参加についてはすべて任意とする

参加・不参加の意向は必ず会長に伝える

クラブの行事・提案事項は役員が決定する

9条 (除名)

1 年間、会長に意思の連絡が無い場合や、クラブの輪を乱すような行為が続く場合、会長権限で除名とする